

# 著作権制度及び関連施策について

文化庁長官官房著作権課  
平成30年4月24日

## 概要

- u 著作権法において、「放送」は「放送 公衆送信のうち、公衆によつて同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信」と定義され、いわゆる放送はこれに該当するものと考えられる。「自動公衆送信」は、「公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)」と定義されており、インターネットを通じた映像等の配信(リアルタイム、オンデマンドを問わない)はこれに該当するものと考えられる。
- u 著作権法上、放送については、放送の果たす公共的な役割等に鑑み、放送事業者の権利の保護や、放送におけるコンテンツの利用を円滑化するための仕組みが整備されている。

## 著作権法体系における「放送」と「自動公衆送信」の取扱い

### < 事業者の権利の保護の観点 >

- u 「放送」を業として行う者(「放送事業者」)は、著作隣接権者として、その行う放送について、排他的権利等が付与されている。
- u 「自動公衆送信」を業として行う者には、そのような権利は特段付与されていない。

### < コンテンツの利用の円滑化の観点 >

- u 「放送」においてコンテンツを利用しようとする場合、著作物(著作権)については原則として常に許諾権で保護されるが、実演・レコード(著作隣接権)については、許諾権又は報酬請求権等となっており、より円滑に利用できる仕組みとなっている(次頁参照)。
- u このほか、学校教育番組の放送等に関する権利制限規定(第34条)、著作物を放送しようとする場合に放送の許諾に係る協議が整わない場合に文化庁長官の裁定を受けることができる制度(第68条)、放送のための実演の固定に関する制度(第93条)など、放送におけるコンテンツの利用を円滑化するための仕組みが整備されている。
- u 「自動公衆送信」においてコンテンツを利用しようとする場合については、基本的に上記のような仕組みと同様のものは用意されていない。

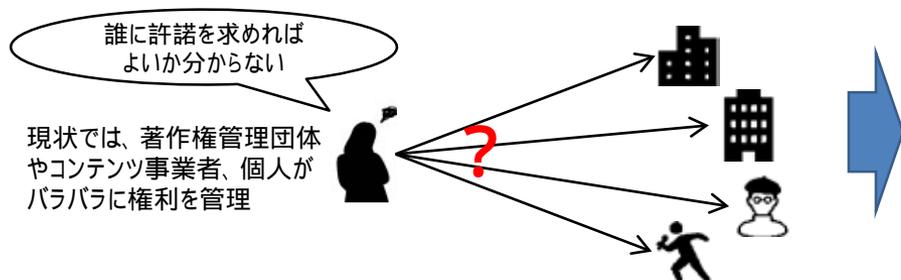
# 放送・自動公衆送信に係る権利保護の概要

|       |                           | 放送   | 自動公衆送信<br>(インターネット配信等)   |
|-------|---------------------------|--|--|
| 著作権   | 著作者<br>(原作者・脚本家・作詞家・作曲家等) | 許諾権<br>(公衆送信権)   | 許諾権<br>(公衆送信権)   |
| 著作隣接権 | 実演家<br>(俳優、歌手、演奏者等)       | 原則 許諾権<br>(放送権)<br><br>許諾を得て録音された実演の商業用レコードの利用は報酬請求権。<br>許諾を得て録画された実演等は権利なし。 | 原則 許諾権<br>(送信可能化権)<br><br>放送の同時再送信の一部は補償金請求権。<br>許諾を得て録画された実演等は権利なし。 |
|       | レコード製作者                   | 報酬請求権<br>(商業用レコード)   | 原則 許諾権<br>(送信可能化権)<br><br>放送の同時再送信の一部は補償金請求権。                        |

# コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業

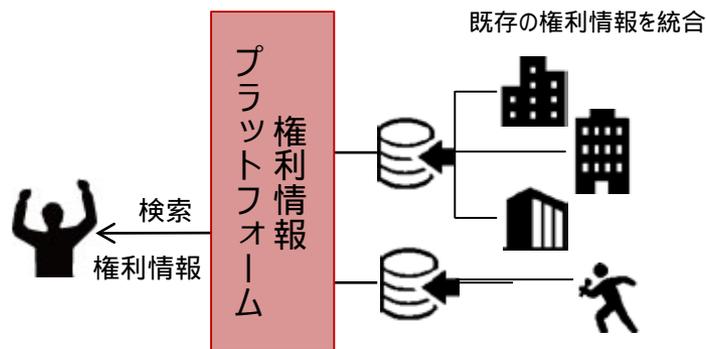
平成29年度より著作物の適法利用を促進するため、音楽分野の権利情報を集約した新たなデータベースの構築に向けた実証を行っている。

昨年度は、権利情報の基本データベースの構築に取り組み、さらに集約した権利情報を一括検索できるサイトの試験公開を実施した。（平成30年2月）



- 著作物を利用する際に権利処理を「いつも実施している」あるいは「たまに実施している」と回答したのはわずか15%
  - 権利処理についての考えで最も大きな割合を占めるのが「権利処理の窓口が分からない」で24%
- 平成28年度文化庁実施「著作物の利用状況及び創作状況に関するアンケート調査」より

権利情報を集約化し、一括検索できるインフラを整備



## 事業趣旨

(29年度予算額 51百万円)  
30年度予算額 43百万円

- U あらゆる国民が著作物を創作し、利用する「一億総クリエイター」・「一億総ユーザー」時代にあっては、著作物の適法かつ円滑な利用を促進する必要性がますます高まっている。
- U しかし、現在、我が国には著作物に関する権利者情報を網羅的に集約したデータベースは存在せず、著作物を利用する際の許諾窓口が不明なため、権利処理が煩雑な状況。
- U そこで、コンテンツの創作サイクルの基盤を整備し、権利処理を円滑化するために、権利情報を集約したプラットフォームを構築するための実証事業を実施する。構築するプラットフォームは、公的なインフラであり、特定の事業者や個人の利用に限定するのではなく、誰でもアクセス可能なものとする。
- U これにより我が国文化の発展及び著作物の経済価値の増大に資することとする。

## 平成29年度の取組

- U 音楽著作物の権利情報の一括検索サイト「音楽権利情報検索ナビ」を開設（平成30年2月1日～2月28日までの期間限定で一般公開）
- U 日本レコード協会が提供する製品及び収録曲データ、JASRACやNexToneが提供する作品データ、芸団協CPRAが提供する実演家データに加えて、これまでデータベース化されていなかったインディーズ系レーベルやボカロPなどネット系クリエイターの楽曲データもワンストップで検索することが可能となっている。（公開曲数：約521万曲）
- U 本検索サイトは誰でも利用することが可能。権利者情報や作品情報、製品番号などの情報を簡単に検索することができ、公開期間1か月間の訪問ユーザー数は約1万1500となった。

# 裁定制度について

裁定制度とは、著作権者が不明である等の理由により、相当な努力を払っても権利者と連絡することができない場合に、文化庁長官の裁定を受け、かつ、文化庁長官が定める額の補償金を著作権者のために供託することで、その著作物等を利用することができる制度（著作権法第67条）。

## 【裁定制度の利用の流れ】



平成21年度

平成26年度

平成28年度

平成29年度

### 「相当な努力」要件の明確化

- ・権利者情報を掲載している資料の閲覧  
(ア・イ両方必要)  
ア 名簿・名鑑等の閲覧  
イ インターネット検索
- ・権利者情報を保有している者への照会  
(ウ・エ・オの全て必要)  
ウ 著作権等管理事業者等への照会  
エ 著作物等の販売等を行う者への照会  
オ 関連する著作者団体等への照会
- ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ  
カ 日刊新聞紙への掲載 又は  
キ 著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトにて30日以上掲載

### 裁定申請中の著作物等を利用可能化

- ・担保金を供託することで、裁定を受けるまでの間、裁定申請した著作物等を利用できることとする。

### 裁定制度の対象の拡大

- ・裁定制度の対象を著作隣接権にも拡充

### 「相当な努力」要件を緩和

- ・権利者情報を掲載している資料の閲覧  
「名簿・名鑑等の閲覧」  
「インターネット検索」  
のどちらかでもよいとする
- ・権利者情報を保有している者への照会  
「著作物等の販売等を行う者への照会」は不要とする
- ・公衆に対する権利者情報の提供の呼びかけ  
30日から7日に短縮

### 裁定手続の簡素化

- ・著作物等の利用期間を申請者が自由に設定できることとする。（過去は最大5年）
- ・同一著作物等の追加的利用について、一括して裁定が可能に。再度の裁定申請は不要。

### 過去に裁定を受けた著作物のデータベースの整備

- ・文化庁ウェブサイトにて31万点を超える著作物の情報を掲載
- ・著作物の題号、氏名、過去になされた裁定の情報、著作権者に関する情報等の項目を整備

### 過去に裁定を受けた著作物の「相当な努力」の要件を緩和

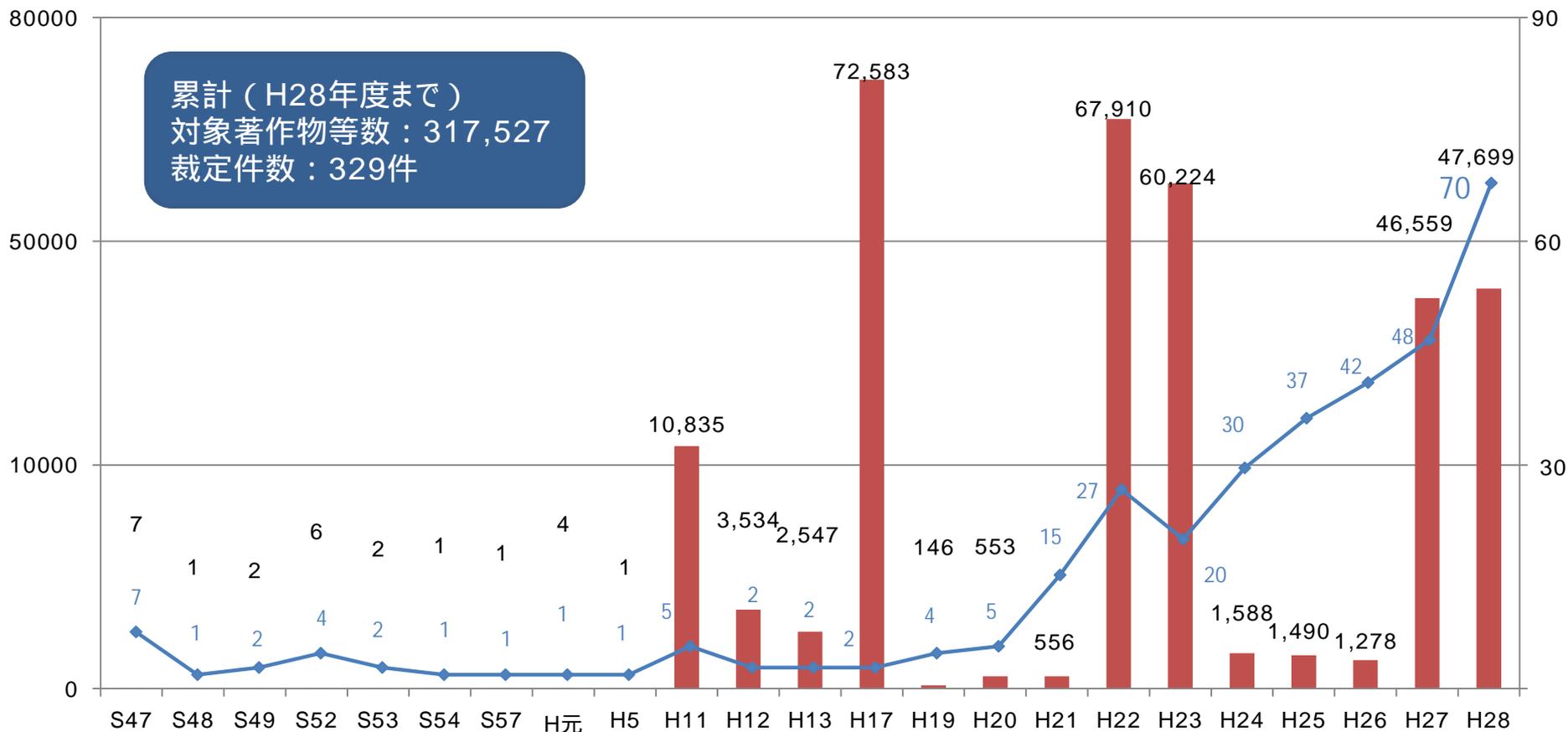
- ・権利者の検索について  
「データベースの閲覧」  
「日刊新聞紙」又は「著作権情報センター（CRIC）のウェブサイト」への掲載で足りることとした。

- 裁定の申請に係る手数料の改定（平成29年11月15日公布、平成30年4月1日施行）  
・裁定の申請の際に必要な手数料の額について見直しを行い、1件につき13,000円から6,900円に改める。

# 参考：裁定制度の利用実績

対象著作物等数

裁定件数



# 拡大集中許諾制度 (Extended Collective License)

法律に基づき、集中管理団体の構成員ではない著作権者の著作物について、相当数の著作権者を代表する「集中管理団体」と著作物の「利用者」との間で締結された、著作物の利用許諾契約と同じ利用条件で、利用することを認める制度。

➡ 北欧諸国（スウェーデン、デンマーク、ノルウェー、フィンランド、アイスランド）及び英国で導入

権利者（構成員）

権利委託

使用料分配

著作権の集中管理団体

非構成員

非構成員  
(オプトアウト)

著作物の利用  
許諾契約

同条件での利用を  
認める制度

利用者  
(又は利用者団体)

\* 海外の事例では、非構成員に拡大集中許諾から離脱（オプトアウト）する権利が認められている場合が多い。

**拡大集中許諾制度**には、制度の対象（一般ECLか個別のECLか）、拡大集中許諾団体のあり方、オプトアウトの有無など、**様々なバリエーション**があり得る。

それによって、制度上の位置づけが変わってくると共に、法的正当化や実際に制度化する場合の課題も異なってくる。

**拡大集中許諾制度の法的正当化**については、黙示の許諾、労働協約、民法上の事務管理等に基づく説明が考えられるところ、それぞれに課題が残ると考えられ、具体的な制度内容に応じてさらなる検討が必要。

拡大集中許諾制度を導入する場合の具体的課題については、拡大集中許諾団体の在り方（適格性、代表性、構成員の同意の要否）、使用料の徴収・分配の手続き、非構成員との関係、オプトアウトの具体的仕組み、著作権等管理事業法や競争法との関係、未分配の使用料の取扱いなど、**多様な課題**が明らかになった。

補償金請求権を伴う権利制限、報酬請求権、裁定制度、ライセンス優先型権利制限など、著作権制度には、拡大集中許諾制度を含めて様々なものが見られるところ、**拡大集中許諾制度の導入が適当なのはどのような場合か**について、今後も検討を要する。

【平成28年度 拡大集中許諾制度に関する調査研究報告書より】